

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与期限 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
東 テ イ モ ー ル	洪水被害インフラ緊急復旧計画 のための贈与に関する日本国政 府と東テイモール民主共和国政 府との間の交換公文	洪水被害インフラ緊急復旧計画 な生産物及び役務の購入	1,000,000千円 2027.6.30まで	2022.8.16 (同日)	日本側 柁淵正巳在東テイ モール大使 側 アダルジ ガ・アムルベルテイス・シ ヤビエル・レイヌス・マダ ノ外務・協力大臣	2022.9.2 305号
東 テ イ モ ー ル	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府と東テイモ ール民主共和国政府との間の交 換公文	人材育成奨学計画を実施するた めに必要な役務の購入	172,000千円 2030.12.31まで	2022.8.16 (同日)	日本側 柁淵正巳在東テイ モール大使 側 アダルジ ガ・アムルベルテイス・マダ ノ外務・協力大臣	2022.9.2 306号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。